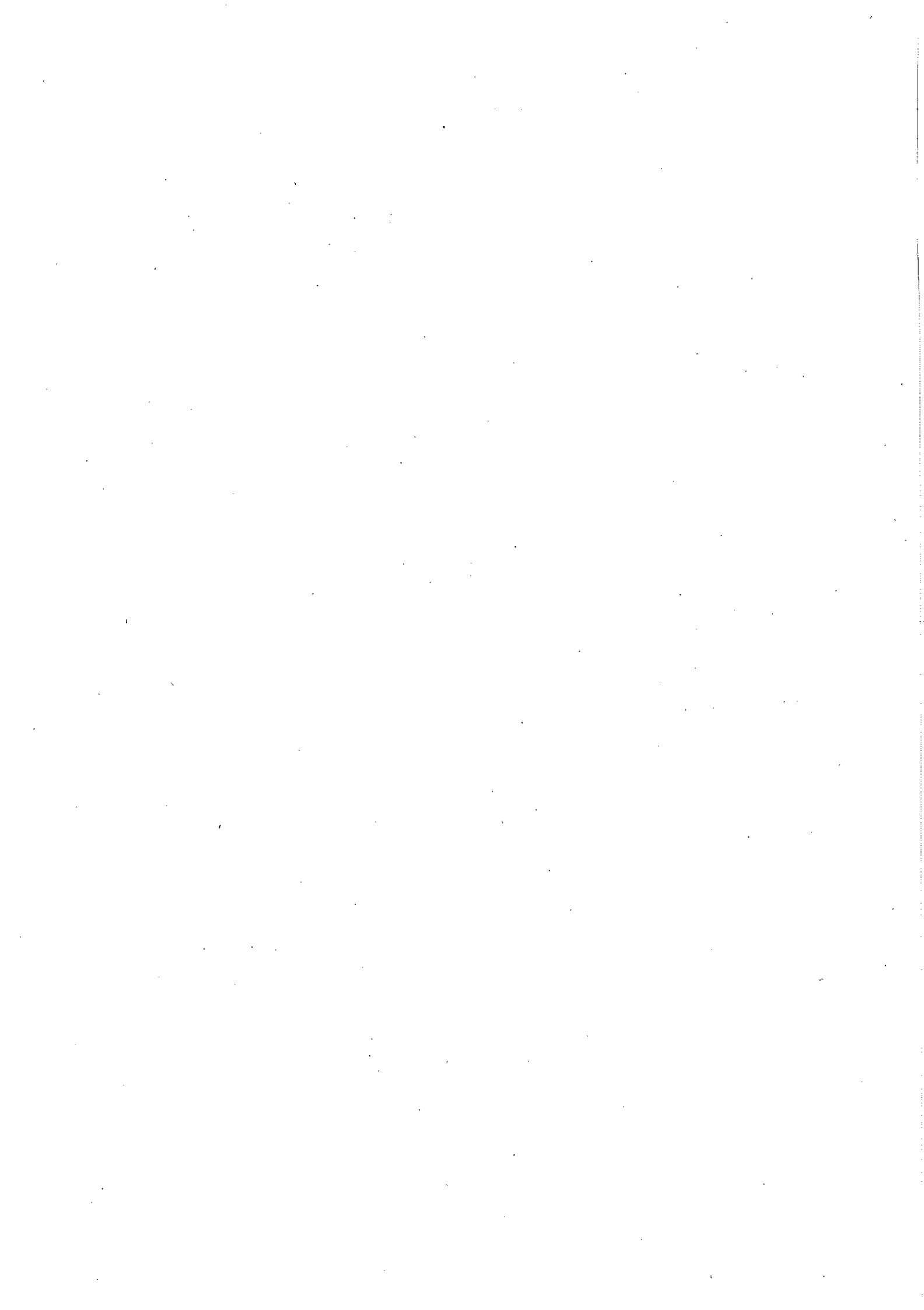


新型コロナウイルス感染症の対応について

<立川市新型コロナウイルス感染症対策本部 開催状況 令和2年4月24日以降>

回	開催日時	決定事項・検討事項
20	4月24日(金) 午後4時～	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症に関する情報を集約し、わかりやすく市民のみなさまにお届けするため、広報たちかわ臨時号の発行に向け、準備を進めることとしました。 ● 小中学校について、東京都教育委員会からの依頼に基づき、5月7日(木)及び8日(金)を休業することとしました。
21	4月28日(火) 午後4時～	<ul style="list-style-type: none"> ● 市主催のイベント等について、5月31日(日)までの期間について中止又は延期することとしました。 ● 公共施設等について、5月31日(日)までの期間、別紙のとおり取り扱うこととしました。(別紙1) ● 小中学校の臨時休業期間について、5月31日(日)まで延長することとし、期間中の過ごし方などについて別紙のとおり取り扱うこととしました。(別紙2)
22	5月5日(火) 午前11時～	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別定額給付金のスケジュールを確認し、速やかに事務処理を進めるためにプロジェクトチームを設置することを決定しました。(別紙1-1、1-2) ● 職員の勤務体制について、感染予防と健康管理に留意したうえで、二交代制勤務から時差出勤等を軸とした勤務体制に変更することとしました。(別紙2)
23	5月7日(木) 午後4時～	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京都における緊急事態措置等の期間延長を受けて、学校における対応方針を決定しました。(別紙1) ● 緊急事態措置期間が延長されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、融資や生活支援の貸し付け等を受ける場合に必要な住民票の写し等証明書について、申請時に申し出があれば交付手数料を無料とすることについて検討しました。



「東京都家庭学習通信環境整備支援事業補助金」「東京都オンライン学習環境整備支援事業補助金」を活用した要保護・準要保護世帯の支援について

臨時休業期間中の児童・生徒のオンライン学習を支援するため、要保護・重要保護世帯に東京都家庭学習通信環境整備支援事業補助金を活用しモバイルルータの貸与等を、東京都オンライン学習環境整備支援事業補助金を活用し学校等に配備している端末の家庭学習用端末への転用を以下の通り実施する方向で準備を進めている。

1 目的

以下のようなオンライン学習を支援する。

- 文部科学省ホームページ「子供の学びサイト」等に掲載されている教材や動画を活用した学習
- 一定のテーマについてインターネットを活用して調べまとめる学習
- 教科書発行者やNHKなどの民間事業者が提供するICT教材や動画を活用した学習

2 補助のスキーム

- ネットワーク環境の整っていない児童・生徒の世帯に市が通信環境（モバイルルータ）を整備する費用を補助する。（上限1万円/家庭）
- 補助対象世帯数は児童・生徒の20%を上限とする。
- データ通信料については、月額5千円を6か月補助する。
- 家庭学習用に使えるように市所有のパソコン等の設定変更を行う費用を補助する。（10/10補助）

3 本市の対応

- 都の補助を活用してモバイルルータを購入又はレンタルし、それを要保護・準要保護世帯に貸与する。
- 通信容量は補助金の範囲内とする。
- 通信環境が無くパソコン等（スマホ、タブレットを含む）も無い要保護・準要保護世帯については、市所有のパソコン等も併せて貸与する。
- 貸与期間は6か月とする。

4 補正予算の額

- ルータの貸与対象世帯数については、令和2年度の就学援助対象者が決まっていないことから、平成31年度の実績に新型コロナウイルスの影響を勘案して推計した。
- パソコン等の貸与数は、要保護・準要保護世帯の約1割を想定した。

【補正予算額】

ネットワーク整備費	@10,000円×1,300世帯=1,300万円
通信費	@5,000円×6か月×1,300世帯=3,900万円
端末転用設定委託費	600万円
計	5,800万円

5 その他

●5月7日の都の補正予算で、都がパソコンを用意して、区市町村に貸し出すスキームが示された。現在その内容について確認中である。

●各家庭の通信環境調査の結果一覧

GIGA スクール構想にむけた立川市の現在の状況を把握するため、各家庭におけるパソコン等の所有や利用状況、Wifi環境等について、4月23日から5月6日まで調査を実施した。結果は以下のとおり。

令和2年5月7日現在

	児童・生徒数	回答率	子どもがつかうパソコン・タブレットはありますか		ご自宅にインターネットが利用できる環境はありますか		ご自宅にWifi環境はありますか		Wifi環境において容量制限はありますか		自宅でプリンター等による印刷ができますか	
			あり	なし	あり	なし	あり	なし	制限なし	制限あり	あり	なし
小学校	8541	91.4%	71.8%	28.2%	95.6%	4.4%	95.4%	4.6%	90.1%	9.9%	65.8%	34.2%
中学校	3747	88.5%	77.2%	22.8%	96.9%	3.1%	97.2%	2.8%	88.9%	11.1%	67.8%	32.2%
合計	12288	90.5%	73.4%	26.6%	95.9%	4.1%	95.9%	4.1%	89.7%	10.3%	66.4%	33.6%

市立小・中学校の臨時休業延長について

1 臨時休業の延長

令和2年5月31日（日）までを臨時休業期間とする。

ただし、臨時休業期間等について国及び都より新たな方針が示された場合には、改めて校長会と検討する。

2 臨時休業中の過ごし方

- ① 学校から出された週ごとの学習課題を計画的に取り組みさせる。
- ② 原則、不要不急の外出を行わず自宅等で過ごすよう指導する。
- ③ 免疫力を高めるために、食生活を含む生活リズムの確立とともに、感染リスクへの対策を講じつつ、安全な環境下における適度な運動は必要であること等も指導する。

3 学習課題の配布及び課題の提出や相談に応じる「ガイダンス日」の設定

曜日や時間ごとに学年を設定するなどし、三密を避け、週1回、1単位時間程度実施する。

- ① 5月11日（月）～15日（金） 主に、健康確認・学習課題を配布する週
 - ・児童・生徒の健康確認をする。
 - ・学習方法、提出方法、相談方法等を伝える。
 - ・4月に配布した課題の提出や定着の確認等も必要に応じて実施する。
 - ・教科書を活用した学習課題等を配布し、国や都が示しているようなスケジュール表等を活用して取り組みさせる。
- ② 5月18日（月）～29日（金） 主に、健康確認・学習課題の提出及び学習相談の週
 - ・児童・生徒全員の健康確認をする。
 - ・学習課題の提出及び課題定着の確認等を行う。来校しなかった児童・生徒全員に、電話確認や家庭に許可を得た上で家庭訪問を実施する。
- ③ 「ガイダンス日」の扱い
 - ・授業日数には含めないため、休んだ場合も欠席とはならない。事前に保護者にも周知する。

4 来校する児童・生徒への対応

- ① 家を出る前に検温させる。
- ② 入室の前に、手洗いとうがいを徹底させる。
- ③ マスクを着用させる。手作りマスクも可とする。

5 学校の対応

- ① 「机の配置等で児童・生徒との距離を保つ」「常時換気を行う」など、密閉、密集、密接が重ならないように留意する。
- ② 来校した児童・生徒の健康観察（顔を見た安否確認）とともに、学習教材の配布、学習ポイントの指導、相談を行う。
- ③ 部活動は中止とする。
- ④ 電話等による個別の指導や相談、家庭訪問を必要に応じて行う。
- ⑤ その週に来校していない児童・生徒全員に、電話連絡や家庭訪問を行う。
- ⑥ 下校後は、教職員により、机、ドアノブ等児童・生徒がよく触れる箇所の消毒を行う。
- ⑦ 学校の電話等による相談窓口を設定し、児童・生徒の不安に応える。
- ⑧ 新1年生の来校については、保護者が付き添うなど、柔軟な対応をお願いいたします。
- ⑨ 保護者や地域の協力を得るなど、来校時の安全確保をお願いいたします。
- ⑩ 児童・生徒に配布及びHPに掲載する学習課題は、著作権にご注意ください。

6 教育課程再編成について

- ・臨時休業の再延長により、再提出日を6月10日とする。
- ・臨時休業期間中に、指導計画に位置付く家庭学習を提供し、学習状況や成果が確認でき、十分な学習内容の定着が見られる場合に、再度学校における授業で当該内容を取り扱わないことができるものとする。

<夏季休業・土曜日等の取り扱い>

(1) 夏季休業期間の変更

- ・夏季休業期間 8月1日から8月23日までとする。
7月27日から31日、8月24日から28日までの間、8月31日を授業日とする。
上記期間については給食提供ができるようにする。

(2) 土曜日等の授業について

- ・土曜日等、各学校の実態に即して授業日を設定する。
- ・6月以降も臨時休業になることを想定し、予備日として土曜日等の授業日を想定しておく。

<各学校行事の捉え方>

○実施に向けて努力を継続するもの（縮小含）

- ・宿泊的行事
- ・たましん美術館鑑賞教室（11月頃） ※バス利用の許可、美術館の受け入れが整った場合
- ・認知症サポーター養成講座（4年生1～2時間） ※2学期以降で日程調整中

○実施に向けて努力するが、中止とする可能性があるもの

実施可否については、校長会に調整を依頼

- ・運動会・体育祭
- ・合唱祭・学芸会などの文化的行事
- ・道徳授業地区公開講座
- ・セーフティ教室
- ・いじめ防止授業
- ・職場体験

<市の事業について>

- 大町交流は3月春季休業中に1泊2日で実施に向けて調整する。
- 研究発表は、発表方法を検討する。紙上発表も可とする。予算の繰り越しができないため、来年度の実施校については改めて検討する。
- 立川市立小学校教育研究会、立川市立中学校教育研究会、小学校科学教育センターについては、実施方法、時期等を校長会と検討する。

7 その他

メール配信及びHP掲載の内容については、以下の内容を踏まえる。

- 1 臨時休業期間
- 2 臨時休業期間中の自宅等での過ごし方
- 3 5月11日の週のガイダンス日（健康確認、課題配布）
- 4 5月18日以降のガイダンス日（健康確認、課題提出、学習相談）
- 5 安否確認等の方法

※HP掲載時の著作権等にご配慮ください。

令和2年4月24日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年4月24日（金）（午後4時～）に、第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定いたしました。

記

【決定事項】

- 新型コロナウイルス感染症に関する情報を集約し、わかりやすく市民のみなさまにお届けするため、広報たちかわ臨時号の発行に向け、準備を進めることとしました。
- 小中学校について、東京都教育委員会からの依頼に基づき、5月7日（木曜日）及び8日（金曜日）を休業とすることとしました。

令和2年4月28日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年4月28日(火)(午後4時～)に、第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定いたしました。

記

【決定事項】

- 市主催のイベント等について、5月31日(日)までの期間について中止又は延期することとしました。
- 公共施設等について、5月31日(日)までの期間、別紙のとおり取り扱うこととしました。(別紙1)
- 小中学校の臨時休業期間について、5月31日(日)まで延長することとし、期間中の過ごし方などについて別紙のとおり取り扱うこととしました。(別紙2)

利用を休止・制限する公共施設等一覧表

別紙 1

	施設名称	備考
利用を休止する 施設	女性総合センター・アイム	【期間】5月31日(日)まで
	子ども未来センター(立川まんがぱーくを含む)	
	たましんRISURUホール(立川市市民会館)	
	たちかわ創造舎、たまがわみらいパーク	
	スポーツ利用(学校の体育館・校庭の貸出)	
	スポーツ施設 (泉体育館、柴崎体育館、練成館、屋外体育施設)	
	児童館	
	福祉会館	
	西砂りサイクルショップ	
	清掃工場の付帯施設	
	歴史民俗資料館	
	古民家園	
	学習館	
	図書館	
	利用を制限する 施設	
学習等供用施設		
	八ヶ岳山荘	
	子育てひろば	

令和2年4月28日時点

市立小・中学校の臨時休業延長について

1 臨時休業の延長

令和2年5月31日(日)までを臨時休業期間とする。

2 臨時休業中の過ごし方

原則、不要不急の外出を行わず自宅等で過ごすよう指導する。

3 学習課題の配布及び課題の提出や相談に応じる「ガイダンス日」の設定

曜日や時間ごとに学年を設定するなどし、三密を避け、週1回、1単位時間程度実施する。

- ① 5月11日(月)～15日(金) 「健康確認・学習課題配布の週」
- ② 5月18日(月)～29日(金) 「健康確認と課題提出及び学習相談の週」

4 学校の対応

- ① 「机の配置等で児童・生徒との距離を保つ」「常時換気を行う」など、密閉、密集、密接が重ならないように留意する。
- ② 来校した児童・生徒の健康観察とともに、学習教材の配布、学習ポイントの指導、相談を行う。

5 教育課程再編成について

臨時休業実施に伴う授業時数確保のため、以下のような取組を校長会と検討していきます。

【検討内容の一部】

- (1) 夏季休業期間の変更について
- (2) 土曜日等の授業について など

令和2年5月7日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

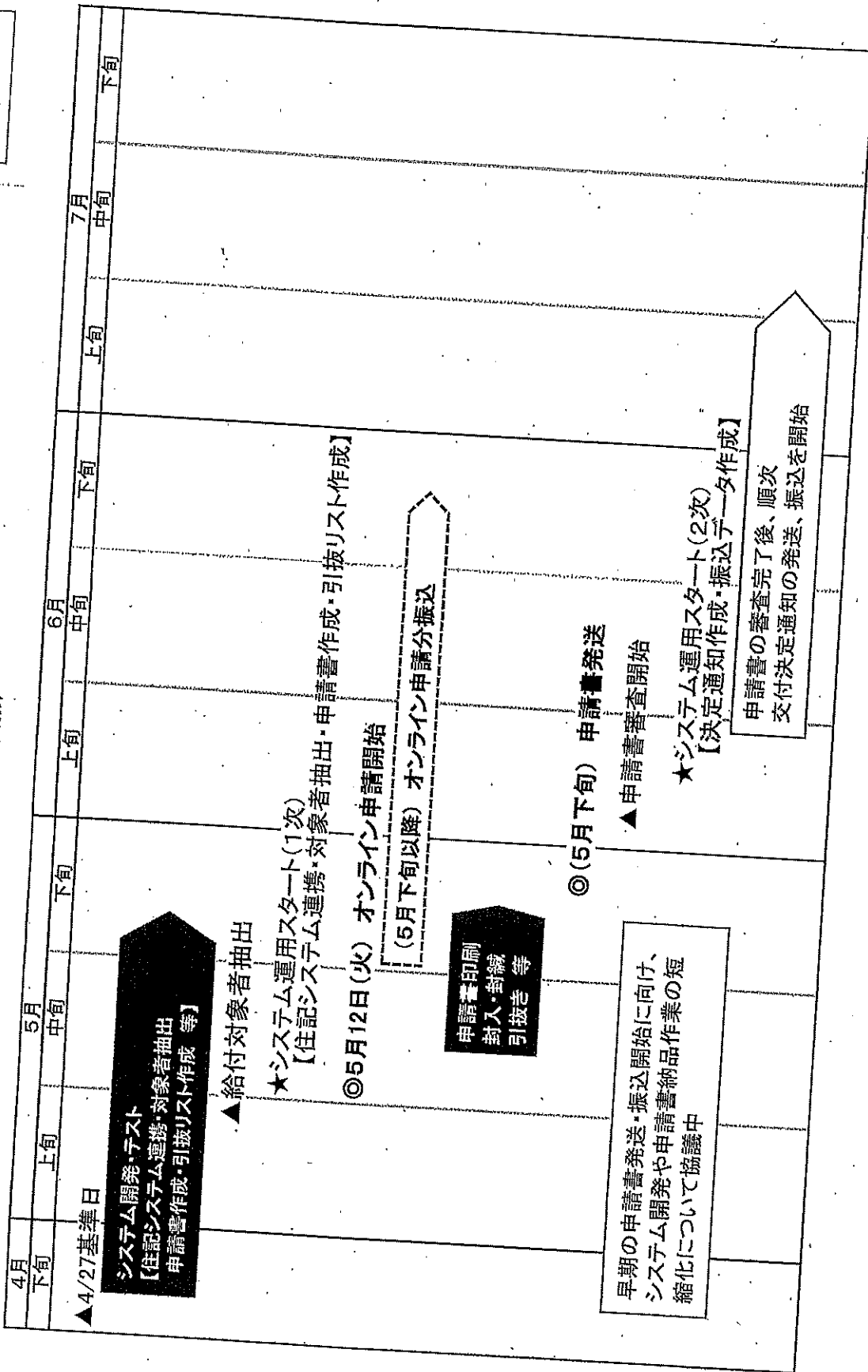
令和2年5月5日(火・祝)(午前11時～)に、第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定いたしました。

記

【決定事項】

- 特別定額給付金のスケジュールを確認し、速やかに事務処理を進めるためにプロジェクトチームを設置することを決定しました。(別紙1-1、1-2)
- 職員の勤務体制について、感染予防と健康管理に留意したうえで、二交代制勤務から時差出勤等を軸とした勤務体制に変更することとしました。(別紙2)

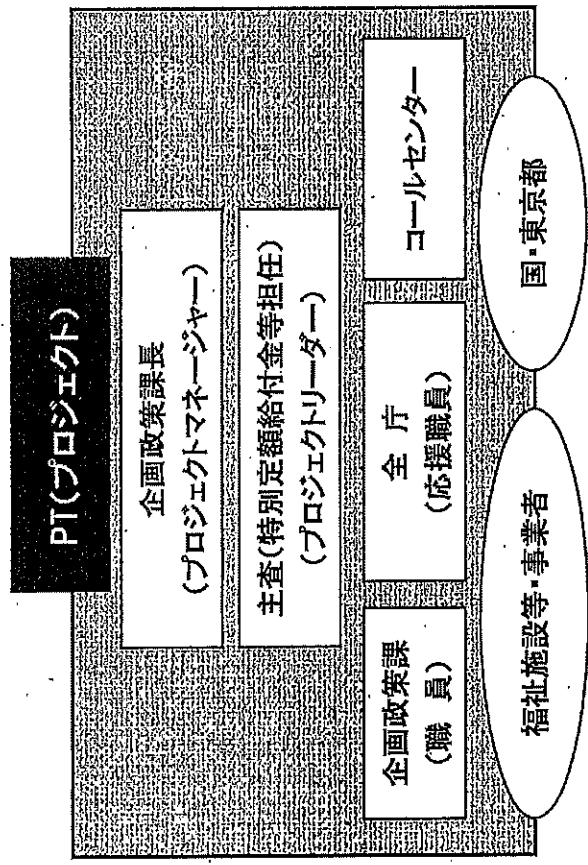
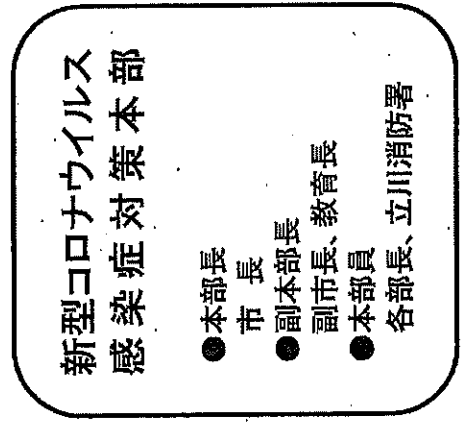
特別定額給付金 想定スケジュール(5月1日時点)



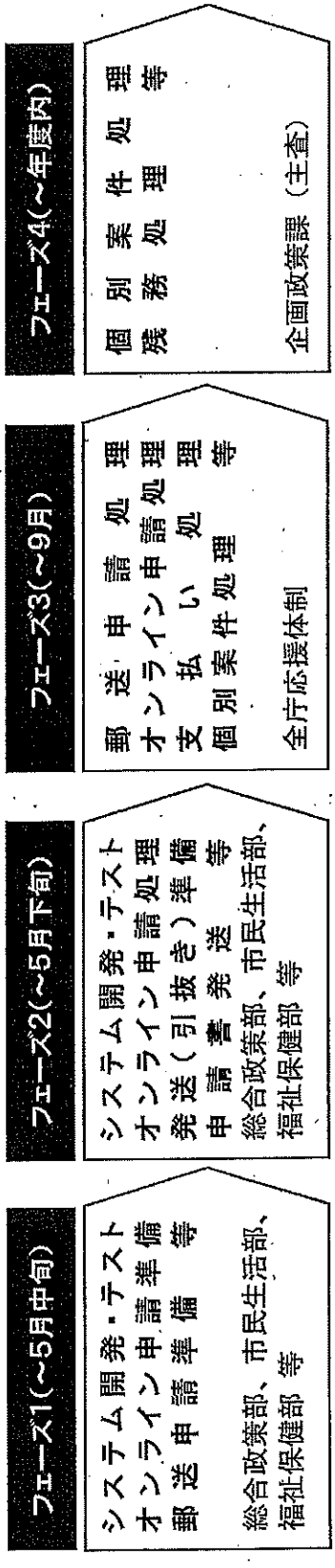
特別定額給付金PT(プロジェクトチーム)の設置

給付事務を機動的かつスピーディに執り行うため、庁内に特別定額給付金PTを設置

●PT 概念図



●PT 想定フェーズ



令和2年5月5日

新型コロナウイルス感染症対策本部長

清水 庄平

政府の緊急事態宣言延長の表明に伴う勤務体制の変更について

- 政府の「緊急事態宣言」の延長の表明に伴い、市民の生命と生活を守るため、市としての役割は重要性を増してきており、この局面を乗り越えるためには、市職員が結集して業務に対応していかなければなりません。
- こうした状況下、新型コロナウイルス感染症にかかわる新たな業務を含め、市の行政サービスを市民に寄り添いながら継続し展開していくため、職員の感染予防と健康管理に引き続き留意したうえで一部職場を除き、原則、二交代制勤務から時差出勤等を軸とした勤務体制に変更することとします。時差出勤とともに、自転車や徒歩等による出勤の推進を図ります。
- 市職員におかれましては、感染予防の観点から職場における適切な感染防止対策をはじめ、出勤前の検温・体調確認のさらなる徹底をお願いします。
- なお、部局ごとの不急等の業務の見直しや工夫などにより生み出された職員が他の部局での新たな業務に対し応援できるよう積極的な姿勢で取り組むとともに、部長の判断において在宅勤務についても引き続き活用できることとします。
- この勤務体制の変更は、令和2年5月11日から当面の間において適用することとします。

令和2年5月7日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年5月7日（木）（午後4時～）に、第23回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定及び検討いたしました。

記

【決定事項等】

- 東京都における緊急事態措置等の期間延長を受けて、学校における対応方針を決定しました。（別紙1）

- 緊急事態措置期間が延長されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、融資や生活支援の貸し付け等を受ける場合に必要な住民票の写し等証明書について、申請時に申し出があれば交付手数料を無料とすることについて検討しました。

東京都における緊急事態措置等の期間延長を受けての対応について

1 学校

- ・ 小中学校の臨時休業期間については、5月31日までとする。
- ・ 児童・生徒一人ひとりの健康観察・学習支援等を実施するため、5月11日の週から、週に1回程度、ガイダンス日を設定する。
- ・ ガイダンス日については、三密にならないように、学年ごとに分散して少人数で実施する等の取組を行う。
- ・ ガイダンス日は、授業日数には含まないため、休んだ場合も欠席とはならない。休んだ児童・生徒に対しては、家庭訪問等で個別に対応する。